

被災者生活再建支援制度の手続きについて

被災者生活再建支援制度（国の制度）の加算支援金の手続きについてご案内します。

□支援金の支給額

加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

区分	再建方法	支給額
複数世帯 (被災時)	建設・購入	200万円
	補修	100万円
	賃借	50万円
単身世帯 (被災時)	建設・購入	150万円
	補修	75万円
	賃借	37万5千円

※「賃借」はアパートを借りた場合であり公営住宅（災害公営住宅を含む）は含まれません。

◆申請後に再建方法を変更した場合は追加の申請が可能です。

例)「賃借」で加算支援金 50 万円 ⇒ 「建設・購入」で加算支援金 200 万円
アパートを「賃借」し、加算支援金 50 万円を受給後に申請期間内に家の建設契約をした場合は差額支給されます。

$$200 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円} = 150 \text{ 万円}$$

※ただし、「補修」から「建設・購入」への差額支給はありません。

□支援金の申請者

- ・「被災時の世帯主」が申請者となります。

※被災時の世帯主が亡くなった場合は、り災証明書に記載がある方となります。

※単身世帯の方が支給を受ける前に亡くなった場合は支給されません。

（支援金は相続の対象となりません。）

- ・「基礎支援金」を受給している世帯となります。

※基礎支援金は平成30年4月10日に申請受付を終了しました。

被災者生活再建支援制度の手続きについて

□申請手続き

「被災者生活再建支援金支給申請書」（復興推進課窓口で記載）のほか、下記書類を用意のうえ、七ヶ浜町役場復興推進課まで申請ください。

【必要な書類】

- 1) 契約書（建築契約、補修契約、賃貸契約）の写し
 - 2) 預金通帳の写し（基礎支援金の申請から変更がある場合）
 - 3) 住民票除票（被災時の世帯主が亡くなった場合のみ）
- ※補修契約は契約書がない場合があるため、領収書及び見積書で契約書の代用が可能です。

□支援金の支給

「公益財団法人都道府県センター」の審査後、口座に支援金が振り込まれます。
（申請から概ね1～2ヶ月）

□申請期限

平成32年4月10日まで

相談・申請窓口

七ヶ浜町復興推進課（役場庁舎2階）

TEL 022-357-7439